

くさつまちなかエリアプラットフォーム設置規約

(設置)

第1条 草津商工会議所および草津まちづくり株式会社ならびに草津市は、草津駅周辺エリア未来ビジョン（以下「未来ビジョン」という。）に基づき、多様な関係者が相互に連携、協力して取組みを進めて行く「共創」の舞台として、共同でエリアプラットフォームを設置する。

(名称)

第2条 本会の名称は、「くさつまちなかエリアプラットフォーム」（以下「エリプラ」という。）とする。

(目的)

第3条 エリプラは、未来ビジョンを具現化するため、草津駅周辺エリア（以下「対象エリア」という。）の関係者が相互に連携、協力するとともに、公民連携によるまちづくりを実践することにより、草津駅周辺エリアの新たな魅力と価値を創出することを目的とする。

(公表の方法)

第4条 エリプラの活動内容は、広く草津市民の意見を反映させるため、草津まちづくり株式会社のホームページ等ならびに草津商工会議所の会報において公表するほか、草津市広報および草津商工会議所のホームページ等への掲載において行う。

(活動)

第5条 エリプラは、第3条の目的を達成するため、次の掲げる事項について検討し、および審議し、ならびにそれらに係る事業を実施する。

- (1) 未来ビジョンの策定および更新
- (2) 未来ビジョンに係る事業の総合調整ならびに企画および実施
- (3) 対象エリアの価値向上に関する構成員相互の意見調整および情報交換
- (4) 対象エリアの価値向上に向けた勉強会および研修会の実施ならびに情報交換
- (5) 対象エリアの価値向上に関する調査研究の実施
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的達成に寄与する活動

(構成員等)

第6条 エリプラは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 草津商工会議所
- (2) 草津まちづくり株式会社
- (3) 草津市
- (4) 未来ビジョンの策定およびその推進に関し密接な関係を有する者（中心市街地の活性化に関する法律第15条第4項に準じる者）

(5) 前各号に掲げるもののほか、エリプラにおいて特に必要があると認める者

(組織等)

第7条 エリプラは、次に掲げる者をもって組織するものとし、エリプラの委員は、会長が委嘱する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 委員

(4) 監事 2名

2 会長は、委員の中から互選により選任する。

3 会長は、エリプラを代表し、会務を総理する。

4 副会長および監事は、委員の中から会長が指名し、ビジョン推進委員会の同意を得て選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、エリプラの事業および運営等を監査し、その結果をビジョン推進委員会に報告するものとする。

7 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(エリアマネージャー)

第8条 エリプラは、第3条に掲げる目的達成のため、またはエリプラにおける活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するエリアマネージャーを置くことができる。

2 エリアマネージャーは、ビジョン推進委員会の同意を得て会長が選任する。

3 エリアマネージャーの任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

4 エリアマネージャーは、委員および世話役会構成員とする。

(オブザーバー)

第9条 エリプラは、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第10条 エリプラは、以下の会議を開催する。

(1) ビジョン推進委員会

(2) 世話役会

(3) デザイン会議

(ビジョン推進委員会)

第11条 ビジョン推進委員会は、毎年1回以上開催し、活動報告および収支決算、活動計画および収支予算、規約の改正、役員の選任、その他世話役会が必要と認める事項を審議する。

2 ビジョン推進委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 ビジョン推進委員会は、委員をもって構成する。

4 ビジョン推進委員会は、委員の半分以上が出席しなければこれを開くことができない。

- 5 ビジョン推進委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会長は、委員の3分の1以上からビジョン推進委員会の開催請求があれば招集しなければならない。
- 7 ビジョン推進委員会の議事については、議事録を作らなければならない。

（世話役会）

第12条 世話役会は、エリアマネージャー、第6条1項1号から3号委員およびくさつエリマネの実施するプロジェクト会議リーダーにより構成し、未来ビジョンの推進に関する事項（ビジョン推進委員会に諮る議案）の協議、ならびにデザイン会議の企画・運営を行う。

2 世話役会は、エリアマネージャーが招集し、その議長となる。ただし、エリアマネージャーを置かないときには、事務局が招集し、司会・進行を行う。

（デザイン会議）

第13条 デザイン会議は、対象エリアにおける新たな起業・創業希望者ならびにイベント企画者、市民活動団体など、多様なまちづくり人材を繋ぎ、育て、支える場として、世話役会が企画し、開催する。

2 デザイン会議の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

（プロジェクト会議等の設置）

第14条 エリプラに、その目的の実現のためにプロジェクト会議を設置することができるほか、サポーターを置くことができる。

2 プロジェクト会議の組織、運営、サポーターその他必要な事項は、世話役会を経て議案をビジョン推進委員会に諮って決定する。

（協議の心得）

第15条 委員は、未来ビジョンに関して批判をするのではなく、具体的で建設的な協議を行わなければならない。

2 未来ビジョンに関する事業等への意見については、その実現を達成するために、その意見を尊重し、相互扶助の精神をもって協議を行わなければならない。

3 未来ビジョンに関する意見を述べる場合においては、委員は陳情や要求ではなく、自ら行動し実現することを基本として発言しなければならない。

（協議結果の尊重）

第16条 構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第17条 エリプラの事務を処理するため、エリプラに事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、草津まちづくり株式会社が処理する。

(解散)

第18条 ビジョン推進委員会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、ビジョン推進委員会の議決を得てエリプラと類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

(会計)

第19条 エリプラの運営は、負担金および補助金、その他の収入をもってあてる。

2 エリプラの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、エリプラの設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規約は、令和7年4月1日以降、最初に開催される草津市中心市街地活性化協議会の開催日より施行する。